

輪島市監査公表第36号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年11月21日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成28年11月9日（水） 健康推進課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成28年度の監査資料（平成28年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成27年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○健康推進課では、妊婦から高齢者に至るまでを対象に、母子保健事業、生活習慣病対策、高齢者の介護・生活支援、地域包括支援等、多岐にわたって業務に取り組んでいる。予算も一般会計のみならず複数の特別会計から成り立っており取り扱う金額も大きい。人間相手の業務であり予算年度ぎりぎりまで不測の対応が必要であることから、事業費の精算タイミングが難しく結果的に不用額が大きいことは理解できないことはない。しかし増大する当該分野予算に歯止めをかける上でも執行体制を再確認して、普段の削減努力が必要と思われる。

○子宝支援事業での助成上限額の引き上げや、妊娠婦健康診査費の助成拡大、予防接種対象年齢の拡充など、現状の課題を直視した予算措置を行っていると考える。「輪島市健康づくり計画」も策定されているところであり、その趣旨に基づき各地区組織と協力し、市民の主体的な健康づくりの推進に今後とも努めていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。